(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市上白井字上ノ段八六三番から同市上白井字上ノ段八八三番一まで	前	BA	一〇・〇〇～一五・〇〇～	一九・〇〇メートル	〇・二四六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・〇〇～一五・〇〇～	一九・〇〇メートル	〇・二四六キロメートル	
渋川市上白井字笹平八三一番四から同市上白井字笹平八二七番まで	前	BA	四三・〇〇～五三・〇〇～	五三・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル	
	後	BA	四三・〇〇～五三・〇〇～	七五・〇〇メートル	〇・〇三九キロメートル	
渋川市上白井字笹平八二七番から沼田市岩本町字柿平五二三番九まで	前	BA	一〇・〇〇～一一・五〇～一〇・〇〇～一一・五〇～	一三六・〇〇メートル	二四五・〇〇キロメートル	
	後	BA	一〇・〇〇～一一・五〇～	一三六・〇〇メートル	二四五・〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市堀之内二丁目二九四九番四地先から同市堀之内二丁目二九四七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○関東地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市須和田一丁目七九番五から同市須和田一丁目七九番二〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○関東地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市平田四丁目一四〇一番一七から同市平田四丁目一四〇九番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○関東地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷二丁目五三三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○北陸地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字能生字古道八一九番四から同市大字能生字鱗七二三番一まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○近畿地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十一日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　相楽都市計画下水道事業木津川上流流域下水道

三　事業施行期間　自平成元年二月八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番まで	前	A	七・一〇～一一・一〇メートル	一五・一六四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C	一〇・三〇～二五一・六五	一五・三〇四	
	後	A	七・一〇～一一・一〇メートル	一五・一六四キロメートル	
		B・C	一〇・三〇～二五一・六五	一五・三〇四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦